

## 規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第一百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表中「毛呂山町」の下に「嵐山町」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に嵐山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。